

2025年(令和7年)までに「地域包括ケアシステム」を構築するため、本事業は、介護保険法第115条の45第2項第5号に基づき、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、「多様な日常生活上の支援体制の充実・強化」、「高齢者の社会参加の推進」を一体的に図っていくことを目的としています。

東松島市では、この事業を推進するため、第1層協議体/東松島市地域支え合い推進会議、第2層協議体、第3層協議体/小地域（自治会）の各協議体体制を整備し、定期的な情報共有や連携強化、生活支援ニーズに対応した地域活動支援に取り組むべく、関係者が一緒にアイデアを出し合って具体的な支援策を検討する等、各協議体が互いに連携し介護予防や生活支援支援の仕組みづくりへの重層的な役割を担う事を目的としています。

<第1層協議体の構成>

有識者、各まちづくり協議会、介護サービス事業者
地域福祉団体(民生委員、老人クラブ)、商工会
ボランティア団体、行政(市民協働課)



<第2層協議体の構成>

自治会役員、介護サービス事業者、ボランティア団体
地域福祉団体(民生委員、サロン関係者)、集落支援員等



<第3層協議体の構成>

自治会役員、介護サービス事業者、ボランティア団体
地域福祉団体(民生委員、サロン関係者)、集落支援員等



